

平成20年 第3回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成20年2月14日（木）午前9時30分

場 所：教育委員会室

平成20年2月14日

東京都教育委員会第3回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第12号議案 東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第13号議案 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

～第15号議案

2 報 告 事 項

(1) 町田地区総合学科高校基本計画検討委員会報告について

(2) 東京都教育委員会と教職大学院との連携に係る協定の締結について

(3) 東京都教育委員会の基本方針に基づく平成20年度の主要施策について

(4) 再雇用職員選考不合格訴訟の東京地裁判決について

(5) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	高坂 節三
委員	竹花 豊
委員	瀬古 利彦
	(欠席)
委員	中村 正彦

事務局 (説明員)	教育長 (再掲)	中村 正彦
	総務部長	志賀 敏和
	学務部長	新井 清博
	人事部長	松田 芳和
	福利厚生部長	秦 正博
	指導部長	岩佐 哲男
	生涯学習部長	皆川 重次
	特別支援教育推進担当部長	荒屋 文人
	人事企画担当部長	直原 裕
	教育政策担当参事	石原 清志
	学校経営指導・都立高校改革推進担当参事	
		森口 純
(書記)	教育政策室政策担当課長	黒崎 一朗

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから平成20年第3回定例会を開会させていただきます。

本日は、瀬古委員から所用により御欠席との届出をいただいております。

まず取材・傍聴関係でございます。報道関係が日本経済新聞社外4社、合計5社、個人は20名の方からの傍聴の申込みがございました。許可してもよろしゅうございませぬか。——〈異議なし〉——それでは、入室していただいでください。

冒頭、カメラ撮影がありますので、よろしくお願ひします。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人でございますが、高坂委員にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。——〈傍聴席にて発言する者あり〉——傍聴人に御注意申し上げます。傍聴人は発言を許されておりませぬ。静粛にお願ひします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回1月10日、第1回定例会の会議録につきましては、先日お配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければこの場で御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございませぬか。——〈異議なし〉——それでは、第1回定例会の会議録については御承認いただいたということにさせていただきます。

前回1月24日、第2回定例会の会議録が机上に配布されておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第13号議案、第14号議案、第15号議案及び報告事項（5）につきましては人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございませぬか。——〈異議なし〉——

し) ――それでは、この件につきましては非公開とさせていただきます。

議 案

第12号議案 東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の
制定について

【委員長】 第12号議案、東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明を人事企画担当部長、よろしくお願いいたします。

【人事企画担当部長】 都立学校の管理運営規則の改正についてでございます。

改正理由の第1でございますが、昨年行われました学校教育法の改正により、平成20年4月1日から、学校に置くことのできる新たな職として、副校長等が設けられました。これに対応して、現在、都において副校長と称している教頭及び都独自の職として設置している主幹につきまして、学校教育法上の副校長、主幹教諭に改めるよう規則改正をするものでございます。詳細はこの後、別紙で説明させていただきます。

改正の2点目は、都立高等専門学校が公立大学法人首都大学東京に移管されることから、高等専門学校に関する規定を削除するものでございます。

3点目は、都立高等学校と連携型中高一貫教育を行っている相手方の区市立中学校が、統合により校名が変更されます。そのために規定を整備するものでございます。

その他は、国の規則改正に伴うものです。

いずれも施行は平成20年4月1日でございます。

それでは、学校教育法改正に伴う職の見直しについて、説明させていただきたいと思えます。

今回の学校教育法の改正の趣旨は、学校の組織運営体制及び指導体制の充実を図るために、学校に新たな職として副校長、主幹教諭及び指導教諭を設置できるとされたことでございます。

新たな職の職務を簡単に記載しております。まず副校長ですが、校長を助け、命を受けて校務をつかさどるとされております。これまでの教頭と異なる点は、命を受け

て校務をつかさどるといところで、校長権限の一部の委任を受けて、副校長自らの権限と責任において処理することができるようになるということでございます。

主幹教諭ですが、これは都における主幹と基本的に同じで、教諭に対して監督権を持つ職でございます。

指導教諭は、教育の中身と申しましょうか、教育指導について、他の教諭に指導、助言するスタッフ職でございます。

この法改正への都の対応でございますが、副校長に関しては、副校長に校長権限の一部、具体的には所属職員の服務監督権の一部を委任しまして、学校教育法上の副校長に改めるという内容でございます。

都独自の職である主幹は、これまで教諭をもって充てるとい仕組みになっておりました。今回、法改正に伴いまして、これを学校教育法上の主幹教諭に改めるものがございます。なお、現在の主幹にとりましては、主幹教諭になって職務内容や職責が変わるといことはございません。

指導教諭につきましては、現在、都では相当する職は置いておりません。今後、都における指導教諭の在り方、具体的には職務内容や任用数、選考方法などにつきまして、検討を進めていきたいと考えており、今回は設置はしないこととしております。

今後の予定ですが、本日御決定いただければ、区市町村教育委員会に対しまして、区市町村立学校に関して同様の規則改正をしていただくよう依頼することにしております。この4月1日から副校長、あるいは主幹教諭として任用を始めます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの件に関しまして、何か御意見、御質問ございますか。

【委員】 教頭というのは、学校教育法の改正後も教頭として残っていますね。

【人事企画担当部長】 法律上は残ります。

【委員】 東京都の場合は全部が副校長になってしまうのですか。それとも、副校長の下にまた教頭ができるという可能性はあるのですか。

【人事企画担当部長】 都の場合、現在の法律上の教頭を全員副校長に切りかえるということで、規則上は教頭に関する規定を削除することにしております。

【委員】 学校教育法上の指導教諭の規定にはどう書いてありますか。

【人事企画担当部長】 小学校について言いますと、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行うということでございます。

【委員】 置くことができるという規定なのですか。

【人事企画担当部長】 置くことができるという規定でございます。

【委員】 これを東京都で取り組まないのはどういう理由ですか。指導教諭があったほうがよかろうということを前提として法律は改正したのでしょうか。それを東京都が置かないというのは、何か理由があるのですか。

【人事企画担当部長】 現に都の公立学校においては指導教諭に相当する職がございません。指導教諭を置いた場合、具体的にどのような職務をしてもらうのか、どのような規模で置くのか、どうやってふさわしい人間を選考するのかにつきまして、今、教育管理職等の任用・育成のあり方検討委員会という区市町村教育委員会の代表の方にも入っていただいている検討委員会を設けており、そこで検討を始めたところでございます。その中で、申し上げた点について具体を詰めまして、基本的には設置する方向で検討を進めていきたいと考えております。

【委員】 新任教諭に対する指導を担当する教員の話聞いたように記憶しているのですが、そうした制度は、東京都内の区市町村教育委員会は設けていないのですか。

【人事企画担当部長】 新規採用教員に対する指導につきましては、基本的には副校長が責任者になっているのですが、指導担当教員を指名することにしており、校内の教諭の中から指名して、簡単に言えばチューターということで、指導に当たっております。

【委員】 そういう者は指導教員には当たらないのですか。

【人事企画担当部長】 仮に指導教諭を置けば、そういった仕事も命ずることは可能だと思いますが、この指導教員につきましては一つの職として設置しますので、もっとほかにも指導の中味について、他の教員に正に指導するという職務を具体的に考えていく必要があると考えております。

【委員】 分かりました。これは是非とも検討していただきたいと思います。かね

がね繰り返し申し上げているように、今の学校現場において、教師双方がお互いに足らざるを補い合い、助け合うというところを非常に大事にすべきで、これが欠けている職場が結構あるのではないかと、それが幾つかのいろいろな不祥事等に現れているのではないかと感じているのです。これが管理職に当たるのかどうか、よく分かりませんし、法律上もどう位置付けているのか分かりませんが、学校、職場内での教師相互の力を高め合うものとしてこうしたものが必要だということを、法律を改正する段階で様々に検討したはずでありますので、東京都の学校現場において、どのような指導担当の教諭を置くことが職場の中でふさわしいのかということについて、できるだけ早急に、現場の意見を踏まえて検討していただきたいと思います。

【委員長】 新設の人数は規模としてどのぐらいになるのですか。

【人事企画担当部長】 主幹教諭につきましては、小学校・中学校・高等学校で違いますが、都におけるこれまでの主幹と基本的には同じような配置を考えております。つまり、これまで教務主任、生活指導主任、小学校で言えばそういう人たちが相当します。小学校では2名程度になろうかと思えます。高等学校になれば、そのほかに進路指導や学年主任も入ってきますが、このあたりをどれだけの規模にするかは、都道府県の判断ということになります。

【教育長】 中央教育審議会でも指導教諭のとらえ方が、いわゆるスーパーティーチャーと考えている方もいらしたし、他県では、文部科学大臣表彰を受けた先生を指導教諭と呼んでいるところもあるし、定義付けがこの法律だけでも分からない。私どもが先行していた主幹制度について言えば、東京都のものがほぼ法律に盛り込まれたと考えていますが、指導教諭については同床異夢の部分があります。我々はどのように考えるのかを検討していますので、でき次第、またお諮りします。

【委員長】 なるべく早急に検討していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、この件につきましては、原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

報 告

(1) 町田地区総合学科高校基本計画検討委員会報告について

【委員長】 報告事項(1) 町田地区総合学科高校基本計画検討委員会報告について、説明を学校経営指導・都立高校改革推進担当参事、よろしくお願いいたします。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 町田地区総合学科高校基本計画検討委員会の報告がまとまりましたので、御説明いたします。

こちらの学校につきましては、母体校が都立町田高等学校の家政科と都立忠生高等学校の普通科でございます。

母体校の特色ですが、都立町田高等学校の家政科は、家庭に関する主な分野を学んだ上で、3年生では普通科目や「ファッションデザイン」、「調理」などの専門科目を選択しております。それ以外に、近隣の保育園等を通じて園児を募集し、夏休みに「子ども会」という模擬幼稚園なども行っております。吹奏楽部、バトントワリング部、和太鼓部が地域の行事にも参加しております。交通安全の集いや町会のお祭りにも参加しております。

一方の都立忠生高等学校でございますが、普通科ではございますが、3年生で全体の3分の1近くの授業を生徒に選択させており、普通科目のほかに、「情報」、「フードデザイン」、「発達と保育」などの科目選択が可能となっております。こちらにつきましては、地域の支援を受け、菜園実習や保育園での実習を行っており、それ以外に和太鼓部が地域の祭礼に参加したり、地域のお年寄りを招いて琴と三味線による演奏を行うなどの地域との交流を深めております。また、同好会の中に手話や家庭科の同好会もあり、活発に活動しております。

こうしたことを踏まえ、町田地区総合学科高校の学校像につきましては、「人」とその「暮らし」に着目し、実習を通して自らの進路を開拓することができる学校、目的に向かって継続して学ぶ力と学んだ成果を発表する力を育てる学校、地域の学校・施設等と連携し、地域というのは、都立もありますが、大学、保育園等も含めて、こうしたところと連携し、実習等を通じて地域社会に貢献できる生徒を育てる学校としております。

基本的枠組みにつきましては、1 学年 6 学級、修学年限 3 年、2 学期制でございます。平成22年度開校予定で、都立忠生高等学校の敷地を活用する予定です。

系列は 4 系列ございます。系列名は仮称になっておりますので、実際に開校までに更に十分検討してまいります。

一つ目は家庭・生活、これは食物・調理、被服製作など、手づくりのすばらしさを体験させる。

二つ目が福祉・社会で、保育実習や介護現場の見学等を通じて思いやりの心を育てる。

三つ目が都市・経済で、商業活動を体験するとともに、店舗経営等の基礎知識を学ぶ。

四つ目が自然・環境で、農業や草花栽培等の体験や環境、食の安全、バイオ技術等を学ぶ。

その他として学校設定科目で、プレゼンテーション演習、和太鼓、三味線、琴、フラワーアレンジメントなどを予定しております。

それぞれの系列には、特色ある選択科目として、フードデザインや地球環境化学があり、実施内容を簡単に記載しております。

それから、「産業社会と人間」は 1 年生で必修であり、礼儀、作法等の社会ルール、職業と生活、進路と自己実現、科目及び進路選択のガイダンス等を予定しております。

年次計画といたしましては、来年度に実施設計、平成21年度に改修工事、条例改正を行い、平成22年度に開校の予定でございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

【委員】 特色ある選択科目ということで、確かに特色が非常にあると思うのですが、少し拝見しただけだと、かなり総花的な感じがするのです。報告資料（1）の学校像の②で、目的意識をはぐくみということが書いてあります。総花的な選択科目ということは、どうしても上の部分だけをやらざるを得ないだろうと思うのですが、そ

うなると、生徒たちに対する目的意識をはぐくむ場合に、生徒たちの将来の行くべき地点、切り開くべき地平はどこに置いているのですか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 こちらは単位制でございますので、これ以外の科目も実際にはございます。ここには例として書いておりますので、実際に講師の問題や教員でできるかどうかという問題や施設の問題もありますので、そういうものを踏まえて、準備室の段階でもう少し絞っていきたいと思っております。

【委員】 前回からずっと話が出ている講師の問題が一番のことになりますね。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 設定科目もあるのですが、特色ある選択科目の多くにつきましては、指導要領にある科目でございますので、基本的に指導は教員でできますが、それ以外に実習であるとか、家庭科の中でも外部講師、専門家、プロを入れて、実際にその技を見るとか、教えてもらうとか、そういったことを予定しております。まだ細部まで詰めておりません。

【委員】 まだ詰めていないうちのほうが良いと思うのですが、詰めていく上で、ここを出ただけで、社会である程度は通用するということまで力を付けていく学校であるのか、その上を目指させるものなのか、専門学校に行ってもっとやれということなのか、どうなのでしょう。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 総合学科でございますので、大学への進学、就職、専門学校への進学も可能な枠組みになっております。

【委員】 基本的な姿勢としては、ここを出ればかなりのことは身に付くという考え方でやっていくということですね。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 はい。

【委員】 そのためにも講師を選ぶということですね。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 講師中心ではありません。講師を活用して効果的に行っていきたいということでございます。

【委員】 分かりました。また動き出したら、もう少し詳しく説明をしてください。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 準備室の段階で更に詰め、教育課程をどのように組むかなど、具体的準備を進めていきたいと思っております。

【委員】 詰めるときに、自分たちが立脚する立場は明確に持っていないと、ただ

単に人気取りみたいな学校になってしまい、もったいないと思います。

【委員】 二つあります。

一つは具体的な話で、都立忠生高等学校につくるとすると、今ある都立忠生高等学校がすっかり変わるということなのでしょうか。それと、都立町田高等学校との関係で、完成時に従来の高等学校と新しい総合高等学校の関係がどうなるのかが、これだけではよく見えなかったということが一つ。

もう一つは、総合学科は都立晴海総合高等学校、都立つばさ総合高等学校、都立杉並総合高等学校ということで、普通科の高等学校より効果があったと書いてあるのですが、半分が大学へ出て、残りのうちの大半は働くというようなことで、その辺の区別が何となくもう一つはっきりしない。それはさっきの委員の質問どおり詰めていただきたいのです。具体的に近いところにある、町田地区総合学科高等学校と都立町田高等学校と都立忠生高等学校の関係がどうなるのか、教えてください。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 町田地区総合学科高等学校につきましても、両校の発展的統合ということになります。基本情報に入れてはございますが、都立町田高等学校は普通科と家政科がありまして、開校に伴って家政科は募集停止ということになります。都立忠生高等学校につきましても、現在、2年生と3年生しかおりませんので、2年後にはすべての生徒が卒業して閉校いたします。その後、仮称でございますが、町田地区総合学科高等学校が開校するというところでございます。

【委員】 町田地区総合学科高等学校は、今の都立忠生高等学校にできて、今の都立町田高等学校は普通科だけが残る。そうするとなおのこと、こんなに近いところで、片方で総合高等学校があつて、片方で普通科が残って、その辺の特色をよほどははっきりさせておかないと、進学する生徒も保護者も、どちらが良いのかという話になりませんか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 町田地区につきましても、普通科の高等学校も4校あり、近隣に都立町田工業高等学校もございます。こちらは総合学科で、学ぶ内容を家政系を主に活かしたものにしておりますので、近隣の高等学校とは住み分けができると思いますし、高等学校としての需要はあると思います。

【委員】 その辺も踏まえて、町田全体でどうなるかも予想して、中間報告的にま

た出してください。

【委員長】 今、東京都に総合学科高等学校は幾つあるのですか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 7校でございます。来年度、都立世田谷総合高等学校が開校し、8校となります。

【委員長】 一校目ができてから何年になりますか。もう10年近くになりますね。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 12年になります。

【委員長】 今の委員の御発言も若干そういう意味合いがあったと思いますが、総合学科高校がどのようになってきたかということだと思います。私も総合学科に非常に期待しているのですが、東京都としての評価はどうなっていますか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 新しいタイプの高校における成果検証検討委員会の報告書に、成果と課題と今後の方向性が書いてあります。例えば、中退率は非常に低いということや、総合学科の「産業社会と人間」やキャリア教育により、将来の進路を真剣に考えるようになったなどの評価がございます。ただ、ノウハウが共有化できていない、教員が異動で変わってしまったことにより指導体制に問題があったなどの課題がございます。また、キャリアカウンセリングについては非常に効果的であるといった生徒のアンケートもあります。卒業生を出している総合学科高校はまだ3校だけで、都立晴海総合高等学校が平成8年度に最初に開校し、その次の都立つばさ総合高等学校が平成14年度、都立杉並総合高等学校が平成16年度開校ということで、今後、それぞれの学校によって特有の課題が出てくるのではないかと考えております。東京都の場合、進学率は非常に高くなっていますが、全国平均はそれほど高くはないと考えております。

【委員長】 東京都については最近の数字を把握していないのですが、全国的には高等学校の中退率は随分下がりましたね。総合高等学校が一つの突破口になったことは確かだと考えられますので、それがどうなっているかを慎重に見守っていく必要があるのではないかと考えております。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件については報告として承ったということにさせていただきます。

(2) 東京都教育委員会と教職大学院との連携に係る協定の締結について

【委員長】 報告事項(2) 東京都教育委員会と教職大学院との連携に係る協定の締結について、説明を指導部長、よろしくお願いいたします。

【指導部長】 報告資料(2)を御覧ください。教職大学院との連携事業につきましては、これまでも教育委員会に報告をさせていただいてまいりましたが、平成20年度から開設される教職大学院と連携の内容について合意いたしまして、2月1日に四つの大学と協定を締結いたしましたので、報告をさせていただきます。

まず、連携する大学は、創価大学、玉川大学、東京学芸大学、早稲田大学、この4大学でございます。

主な協定内容につきましては、1点目が共通科目の内容の指導についてでございます。東京都教育委員会はストレートマスター、現職教員、管理職候補者のカリキュラムに関しまして、東京都が求める実践的指導力を備えた教員、あるいは教育管理職を育成するために、共通科目の3割程度の内容を指定し、各大学に指導を要請いたしまして、各大学は教職大学院のカリキュラムにその内容を位置付けて指導していただくものでございます。

2点目は、学校における実習の内容の指導についてでございます。東京都教育委員会はストレートマスターのカリキュラムに関しまして、学校における実習の内容の一部を指定して、各大学に指導を要請して、各大学はカリキュラムに位置付けて指導していただくものでございます。

3点目は、共通科目及び実習の指導の評価ということでございます。都は、各大学が都の依頼した内容を指導しているか、評価をさせていただくということでございます。

4点目は、学校における実習を行う連携協力校の扱いでございます。各大学のストレートマスターにつきましては、連携協力校での実習が必要になるわけですが、各大学のストレートマスターの定員数分の連携協力校を都が指定し、各大学に提供するという内容でございます。

5点目は、教育管理職候補者の派遣ということで、学費が都の基準額に合意した教

職大学院に、管理職候補者を1年間派遣するものでございます。なお、教育管理職候補者の派遣につきましては、創価大学、玉川大学、東京学芸大学の3大学に派遣をする予定でございます。教育管理職候補者以外の現職教員につきましても派遣を行いますが、こちらは早稲田大学を含めました四つの大学に派遣をいたします。

6点目でございますが、教職大学院修了者の採用選考における取扱いということで、連携した教職大学院を修了し、各大学から推薦をいただいた者につきまして、教員採用の一般選考に特例を設けるという内容でございます。

7点目は、連携協議会ということで、教職大学院との連携の一層の充実を図るために、連携大学、関係者等による協議会を設置して協議をしていくものでございます。

今後の予定でございますが、2月下旬に連携協力校、関係区市町村教育委員会、連携大学による学校における実習の充実のための連絡協議会を開催する予定でございます。4月に入りましたら、連携協議会を立ち上げ、円滑な事業の推進に取り組んでまいりたいと思います。

報告は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御意見、御質問はございますか。

【委員】 この4大学はみな東京都にあります。他県ではあるのですが、かつて筑波大学は教員養成を専門にしていた大学であるし、東京都内には筑波大学附属の高等学校も中学校もあります。ですから、当然、実験的ないろいろなノウハウなりデータも持っています。実際に教えに行くときに使わせてもらうというようなことも含めて、筑波大学との連携をどうするか、もう一度検討していただいたらどうかというのが私の意見です。

【指導部長】 今後、いただいた意見も参考にさせていただきまして、他の大学院についても可能性を検討させていただきたいと思っております。

【委員】 特に東部地区からは、つくばまで電車で行けるようになっているので、それほど遠くない。創価大学は八王子にありますので、西のほうの人はそれで良いけれども、東のほうの人なら筑波大学のほうが近いかもしれませんので、その辺も考えて検討をお願いします。

【委員】 ストレートマスターというのは何ですか。

【指導部長】 大学の教員養成課程の学部を卒業して、教職に就かないでそのまま大学院の修士課程に進学をした者でございます。ストレートにマスターに進学する者ととらえていただければと思います。

【委員】 学生から教職大学院へ行く人たちのことを言うわけですね。

【指導部長】 はい。

【委員】 (6)の採用選考における取扱いというのがありますが、教員採用の一般選考に特例を設ける、この特例というのはどういうものなのですか。

【指導部長】 例えば、現在でも東京都の教員であった者が一度退職して、改めて都の教員採用選考に応募した場合は、一般教養の教職教養などを免除する等の選考の仕方をしております。教職大学院の修了者につきましては、先ほど申し上げましたように、東京都教育委員会で指定した3割程度の共通科目の内容について、しっかりと大学院で学んでいただいて、その実施状況についても私どもも評価させていただくということですので、そういった状況に基づいて、何らかの形で、特例の選考を進めていきたいと思っております。

ただ、具体的な内容については、2年間ありますので、少し時間をかけて十分検討してまいりたいと思っております。

【委員】 東京都教育委員会の姿勢としては、教職大学院を出た人たちをできるだけ採用していこうということですか。

【指導部長】 そうでございます。

【委員】 面接ぐらいは行って適性の確認はしなければいけないでしょうが、できるだけ採用していく、そのような方針の下に協定を結んで行っていくということですね。

【指導部長】 そうでございます。

【委員】 分かりました。

【委員】 毎回申し上げますが、ストレートマスターを含めて不気味な外来語が多過ぎるのです。単語はきちんと、できることならみんなに分かるような言葉で書いていただかないといけない。今回はまだストレートマスターだけですが、私もこれ

は何だろうとずっと思っていました。言葉はもう少し吟味していただきたいということが毎回申し上げていることの一つです。

もう一つ、(5)の教育管理職候補者の派遣のところ、今回、早稲田大学がなかったということは、公費負担可能な額に合意していなかったということですか。

【指導部長】 そのとおりでございます。

【委員】 選抜に合格した場合に派遣するわけですが、選抜はどのような形で、人数はどのぐらいになるのでしょうか。

【指導部長】 現在、教育管理職の候補者につきましては、15名が受験、あるいは受験をする予定でございます。管理職候補者以外の現職教員につきましては、18名が受験、あるいは受験予定でございます。まだ受験が全部済んでおりませんので、最終的にその結果が全員そろうのが3月上旬になると思います。

【委員】 分かりました。

【委員長】 今出ました教育管理職の派遣について、都の基準額に合意した教職大学院にしか派遣できないということになると、未来永劫派遣できない大学が出てきてしまいますが、その辺はどうしますか。

【指導部長】 3割の内容を指定して、どの大学でも共通に学生が受講できる講座をつくっておりますので、4大学にそれぞれ学費の提示をいただき、一番廉価なところに都の基準額を設定させていただきました。それを提示させていただいて、それぞれの大学に検討していただいて御回答いただいた結果、早稲田大学は学費そのもの自体が他の大学院に比べて高いものですから、非常に難しいということで、今回はできなかったということです。

【委員長】 ただ今御指摘のとおり、早稲田大学は学費が高いので、今のままの公費負担額とすると、将来にわたっても早稲田大学には行けないのではないですか。ですから、提携しても余り意味がないのではないかというのが私の質問のポイントです。その辺は両方で歩み寄る可能性はあるのですか。

【指導部長】 現状のところでは先ほど申し上げたような状況なのですが、管理職候補ではなくて、一般の現職教員につきましては、早稲田大学を受験したいという希望の教員もおります。

【委員長】 両方で歩み寄るようなことができると良いですね。

【指導部長】 それも検討させていただきたいと思います。

【委員長】 難しい問題だと思います。

それから、今のストレートマスターという言葉ですが、これは教育界の専門語なのです。中央教育審議会の答申の中でもストレートマスターという言葉を使っています。私も良くないとは思っていましたが。

【委員】 マスターとは言いますが、ストレートマスターと言うのですか。

【委員長】 学部から直接大学院に進学する者をストレートマスターと言っています。私も好ましくないと思っていますので、何かよい言葉を東京都で見つけないか。

【指導部長】 検討してみたいと思います。

【委員長】 何か考えましょう。この言葉は教育界の専門用語になってしまっています。説明を聞けば分かるのですが、言葉自体からはなかなか連想できません。

【委員】 先ほどの派遣の人数ですが、費用の問題もあるし、派遣できる余裕の問題もあると思うのですが、15人とか18人とおっしゃった数字は、今の東京都の高等学校の教員の数から比較したら非常に少ないような気がするのです。レベルアップしようという意図がありながら、形だけやっているようなことになりがちで、ショーウインドー的なものにするのであればあまり意味がない。せっかく派遣をするのなら、より多くの人に参加できるように、その辺も少し考えていただいたらどうかと思います。

【教育長】 各大学全部が教職大学院をつくっているわけではなくて、極めて少なく、1校当たりの定員も極めて少ないのです。例えば東京学芸大学だと、学生定員が30人、早稲田大学だと70人ということで、教職大学院は学生数が極めて少ない。その中で私どもは、15人は公費で派遣するわけです。残りは、各大学はストレートマスターを多目にとって経営を成り立たせる。私どもは、すべてに対して協定を結んでいますから、ストレートマスターの場合、2年間は我々がチェックできるわけです。ですから、選考のときに一般選考で特別枠を設けても良いのではないか。質の高い教員をなるべく採用したいですし、ほかの道府県も質の確保のためには、教職大学院を出た先生を優先的に採用したいというのが本音なのです。

【委員】 では、なおのこと筑波大学との連携も検討させていただきたいと思います。

【教育長】 筑波大学には、教職大学院がまだできていないのです。

【委員長】 発足を特定の年度に限っていませんので、ロースクールと同じように、徐々に開設されて行くと思います。委員のおっしゃる点は理解できますが、教職大学院をつくる時の条件はかなり厳しくなっています。特別の大学院をつくるのだと、教育界の先生方は力が入ってしまして、そういうことで定員が少なくなっているのです。また、ロースクールと同じように、先生方のキャリアに対する制限もあり、教職大学院を担当できるような教員を十分に持っていないという大学もあります。わざと簡単に先生を集められないように敷居を高くしたので、ある意味では委員がおっしゃったようにショーウインドー的になる可能性があります。

【委員】 カリキュラムに関して、共通科目の一部というのがあります。この共通科目の一部、東京都教育委員会が各大学に要請したものの中味は分かりますか。

【指導部長】 教育管理職の候補であれば、例えば学校の経営にかかわるような内容であるとか、指導、助言にかかわるような内容などです。

【委員】 ストレートマスターと現職教員と管理職候補者の三つの立場によって、都が要請している共通科目の3割を占める中味というのは違うわけですか。

【指導部長】 同じ科目であっても、ストレートマスターの学ぶ内容と管理職候補者が学ぶ内容、現職の教員が学ぶ内容というように、東京都教育委員会では、教職に戻ってきたり、あるいは教職に新たに就いたときに果たしてもらいたい役割とのかかわりで、それぞれの特質に応じて若干内容に差をつけております。

【委員長】 それでは、この件につきましては報告として承ったということにさせていただきます。

(3) 東京都教育委員会の基本方針に基づく平成20年度の主要施策について

【委員長】 報告事項(3) 東京都教育委員会の基本方針に基づく平成20年度の主要施策について、説明を教育政策担当参事、よろしくお願いいたします。

【教育政策担当参事】 東京都教育委員会の基本方針に基づく平成20年度の主要施策を決定いたしましたので、御報告いたします。

まず、平成20年度の主要施策策定の基本的な考え方でございますが、2点ございます。東京都教育委員会の教育目標、基本方針を具現化するために、教育庁所管予算を基に、平成20年度に実施する主要施策を明示すること。二つ目に、「10年後の東京」への実行プログラム事業をはじめとして東京都教育委員会の重要課題に対応した施策を進めることの2点を基本として策定したものでございます。

次に、東京都教育委員会の基本方針に基づく平成20年度の主要施策でございますが、本日は基本方針ごとに体系化してまとめたものの中から抜粋して御説明をさせていただきます。

四つの基本方針に沿って主要施策を示しております。

基本方針2の(2)でございますが、確かな学力の育成に係る施策でございます。東京都の児童・生徒に対しまして、基礎的・基本的な事項を徹底するため、すべての児童・生徒が身に付けておくべき内容を指導するための基準「東京ミニマム」を作成してまいります。

(5)はものづくり人材の育成に関する施策です。③では、小・中学生向けのものづくり教育を充実・発展させ、ものづくり人材の早期発掘を図ることや、ものづくり人材育成のための研修・教育プログラムの開発を行うことを示しました。

(7)は特別支援教育に関する施策です。③では、民間を活用して、障害の状態に応じた新たな就労先、実習先などの開拓を進めることをお示しいたしました。

(8)はICT環境の整備についてでございます。都立学校ICT計画によりまして、校内LANの整備や持ち運び可能なパーソナルコンピュータの配備などを進めてまいります。

(12)、(13)は、今回新たに施策として入れたものでございまして、(12)では、公立学校における外国人児童・生徒の教育の充実のための施策を、(13)では、オリンピックの果たす役割を学ぶことなどを通じまして、進んで平和な社会の実現に貢献することができるようスポーツ教育を推進していくことをお示しいたしました。

基本方針3の(2)でございますが、家庭・学校・地域の教育力向上を図ることに係る施策でございます。

③では、特別支援学校の児童・生徒等の社会参加と自立を促進するため、外部の教

育資源を効果的に活用し、学校教育活動や土・日曜日や放課後等における体験・交流活動を支援する仕組みづくりを行うこと、④では、乳幼児期からの一貫した教育支援の取組を推進するため、教材開発や人材養成などを通して、地域のネットワークづくりを支援する「乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト」を実施することを示しております。

(6)では、公立学校における食育を一層推進するため、モデル地区に栄養教諭を配置し、食育推進に効果的な教材・指導方法の開発を行うとともに、家庭・地域と連携した取組等を推進していくことをお示ししております。

基本方針4の(4)は、児童・生徒の安全・安心に関する施策でございます。児童・生徒が犯罪、交通事故、自然災害等、学校の内外における危険を予測し、回避する能力を身に付けるため、安全教育プログラムの作成やセーフティ教室の実施など、学校の教育活動全体で総合的な安全教育を推進するとともに、災害時における生徒の安全確保及び避難場所としての機能を確保するため、引き続き都立学校校舎の耐震化を進めてまいります。

(8)では、学校運営及び「授業力」向上の中核となるリーダーの育成を目指しまして、来年度から設置される教職大学院への現職教員の派遣や「東京教師道場」などの教員研修の充実を図るとともに、校内研修の活性化への支援を通して、学校内における人材を育成する仕組みを整えることを示しております。

今後の予定でございます。本日の報告後、区市町村教育委員会や都立学校長へ通知をいたします。また、平成19年6月改正の地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、平成20年度から教育委員会はその活動状況の点検・評価を行うことになっております。この活動状況の点検・評価につきましては、毎年度定めます今回の主要施策の成果を検証することを通じて行っていくことを予定しております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。

【委員】 先週、EUの教育に関する専門家との会議に出席しました。そのときに、日本では、理科の学習の興味が下がってきて、また、学校の先生の調査でも一番教え

にくいのが理科教育という調査結果があるという話をしていたら、EUで全く同じ問題があるということで、調査をした「Science Education NOW」というのをもらってきたのです。これを読むと、EUでも理科に関心のある生徒が10年前から半減していて、しかも女子の希望者が3分の1以下になっている。どうしたら良いかということで考えているのが、探求に基づく学習というシステムだということです。これは今度の施策にどうこうということではないと思いますが、理科教育が遅れるのは非常に良くないので、ヨーロッパでも同じようなことを議論していましたので、検討していただければと思って持ってきました。

【教育政策担当参事】 先月発表しました東京都教育ビジョン（第2次）の中間まとめの中に、科学技術、理科教育の重要性について触れており、今後、推進計画の中にどのように取り込めるか検討中でございますので、その資料も含めて検討させていただきます。

【委員長】 今の委員の御発言に関して、毎回申し上げて恐縮ですが、平成13年、平成15年、平成19年の調査によると、日本では理科好きは増えています。そういう意味では先生方に大変努力していただいた結果、良い方向へ向き始めたと申し上げて良いと思います。

【委員】 先生の中で一番指導しにくいのが理科だという調査がありましたよね。

【委員長】 子供たちの質問紙調査の結果ですと、算数、理科の好きな子供が、いずれも平成13年、平成15年、平成19年とずっと増えてきていますから、随分努力はしていただいているのだと思います。先生方にとっては理科の授業は確かに難しいと思います。それから、今度の学習指導要領改訂でも、授業時間数は増やしますが、全体的には内容については増やさない。ただ、科学技術の進歩が非常に激しいものですから、その辺を取り込まなければいけないということで、理科については若干増やしています。そういうこともあって理科は教えにくい科目であることは間違いないようです。

それから、東京都の場合のICT環境は、全国的に見ると最下位ではないですか。

【教育長】 トップに変えようということで、予算も確保しました。

【学務部長】 一番下ではないと思いますが、下から数えたほうが早い。平成20年

度、平成21年度で全校整備いたします。

【委員】 それは都立高等学校だけでしょう。

【学務部長】 都立学校です。

【委員】 かねてからお願いしていますが、区市町村の小・中学校も同じ問題だと思えます。これについて、東京都教育委員会としてそれなりのことを言っていないといけないのではないですか。都立学校だけやれば良いというものではないでしょう。

【委員長】 そうですね。殊に今の理科の好き嫌い、この辺にも関係してきますね。その辺の整備ができるかどうか重要な問題ですね。

【学務部長】 東京都としても必要性はもちろんアピールしていきますが、財政的には区市町村の負担になります。国が交付税の措置をしていますので、今後整備は進んでいくと考えます。

【委員】 少なくとも区市町村に対して、都はこのようにしましたので、計画的にICT化を進めるようにと指導するぐらいのことはしても良いのではないですか。それぐらいのことはしましょう。都立学校をやりましたからそれで十分でございますというわけにいかないと思います。もちろん予算の問題があるけれども、都立学校がやるということはすごく大きなメッセージだと思います。区市町村の中でもかなり進んでいるところもあるのではないですか。

【学務部長】 進んでいるところもあります。

【委員】 区市町村の取組の差を明らかにして、少し競争させるようなことも考えないといけないと思います。

【教育長】 委員おっしゃるように、ICTも典型的ですが、耐震化も典型的に首長の考えによって差がありますので、その辺も含めてやっていきたいと思えます。

【委員長】 徹底的に全校LANを配置すると宣言した市もありますから、東京都は良い例を示してそれを全国的に広げていってもらいたいと思えます。

【委員】 この主要施策は、保護者はもちろんですが、都民すべてに広くきちんと分かってもらったほうが良いわけですね。例えば「青少年リスタートプレイス事業」、「アドバンスト・テクニカル・ハイスクール構想におけるリーディング校」、これは美しくない日本語というか、みんなに分かるような努力をもう少しなさったほ

うが良いのではないのでしょうか。これだけは100歩譲って許すのですが、「トライ&チャレンジキャンペーン」。もう少しきちんと分かってもらう姿勢が必要だと思います。青少年リスタートプレイス事業というのは、前後の文章がなかったら、分かる人はなかなかいないかもしれません。

今、町じゅうに「リ」があふれていまして、リスタートから、リペアから、「リ」が分からない人は少なくなっているとは思いますが、基本的にもう一回立ち直って考えるべきだと思います。

【委員長】 よろしく申し上げます。

それから、先ほど御説明がありました活動状況の点検・評価については、具体的には何か考えておられますか。

【教育政策担当参事】 条文の中には有識者の知見も活用してというところもございますので、これから検討していきます。

【委員長】 何かポリシーを出して実行したら、それがどうなったかということの評価して、その情報を都民の皆さんに差し上げることは絶対必要です。

【教育政策担当参事】 前回の教育委員会でも評価をしてほしいというお話もございましたので、実施状況のようなどが中心になるかと思いますが、きちんと成果を出して発表していきたいと思います。

【委員長】 分かりました。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件についても報告として承ったということにさせていただきます。

(4) 再雇用職員選考不合格訴訟の東京地裁判決について

【委員長】 報告事項(4)再雇用職員選考不合格訴訟の東京地裁判決について、説明を人事部長、よろしくお願いいたします。

【人事部長】 去る2月7日に再雇用職員選考に係る損害賠償請求事件につきまして、東京地裁の判決がございました。判決の内容の要点、今後の対応について、御報告をさせていただきます。

まず本件の損害賠償請求事件の概要でございますが、卒業式等におきまして、国歌斉唱等を命じる職務命令に違反した元教職員の原告ら13人が、平成16年度又は平成17年度の再雇用職員選考で不合格となったことを不服といたしまして、各自559万円余の損害賠償金を求めて訴えを提起したものでございます。

判決の概要でございますが、被告東京都は、原告らに対し、それぞれ212万8,600円又は211万6,000円及び支払い済みまで年5分の割合による金員を支払えというものでございます。金額は、原告らが嘱託員として1年間稼働した場合の賃金相当額を損害と認めたものでございます。

判決理由の要旨、主な争点でもございますが、主なものは三つございました。

一つは、職務命令が思想・良心の自由を定めた憲法第19条に違反するのではないかということでございます。この点について判決は、本件職務命令は、原告らの思想・良心の自由を侵すものではない。その目的及び内容において、合理性、必要性が認められると判断いたしました。

2番目に、本件の職務命令が事実上通達と一体のものと言えるので、通達が旧教育基本法第10条第1項の「不当な支配」に当たるかどうかということが論点になりました。この点につきましては、本件の通達は「不当な支配」には当たらない。目的に合理性があり、通達を発すべき必要性があったと判断しております。

3番目が、再雇用選考における都教育委員会の裁量でございます。この点につきましては、本件は、原告らの特定の思想・良心を有していることで不合格にしたものとは認められない。しかしながら、原告らの不合格は、従前の再雇用制度における判断と大きく異なるものであって、客観的合理性や社会的相当性を著しく欠くもので、その裁量を逸脱・濫用したものであると判断しております。判決によりますと、本件の職務命令違反を余りにも過大視する一方で、原告らの勤務成績に関する他の事情をおよそ考慮した形跡がないという判断になっております。

参考としまして、事案としては異なりますが、類似の事件で過去に裁判所の判断が出たものを挙げております。一つが、再雇用職員選考の合格取消事件で、平成19年6月20日に地裁で判決があったものでございます。これは、卒業式等において、先ほどの事件と同様に、国歌斉唱等を命じる職務命令に違反した元教員の原告らが、再雇用

選考合格通知を受けた後に、その合格が取消しとなったことを不服として訴えを提起したものでございます。請求棄却の判決になっております。

判決理由要旨は、思想・良心の自由の問題、不当な支配の問題、再雇用選考における都教委の裁量の問題、ほぼ今回の事件と同様の論点になっておりますが、いずれも都側の主張が認められたものでございます。現在、高裁で係争中でございます。

もう一つは、国歌斉唱等の義務の不存在確認等を求めた予防訴訟の東京地裁の判決、ピアノ伴奏拒否事件の最高裁の判決を掲げておりますので、御参照いただければと思います。

今後の対応でございますが、これまで説明いたしましたとおり、今回の東京地裁の判決は、主な争点のうち、卒業式などにおける国歌斉唱時に国旗に向かって起立し、国歌を斉唱するという校長の職務命令は、原告らの思想・良心の自由を制約するものとは言えない。それから、東京都教育委員会教育長による卒業式等の適正実施を求める通達が、旧教育基本法に定める不当な支配には当たらないという判断が示されまして、当然とはいえ、我々の主張が認められた判決でございます。

一方、職務命令に違反した原告らの再雇用選考の不合格は、客観的合理性や社会的相当性を欠き、裁量を逸脱・濫用したものであるという点におきまして、私ども東京都教育委員会の主張が理解されていないものでございまして、この点につきましては、去年6月の東京都教育委員会側勝訴の判決があった再雇用職員選考合格取消事件の東京地裁の判断と全く異なるもので、大変遺憾なものでございます。したがって、当然、控訴をして東京都教育委員会の主張の正当性を訴えてまいりたいと考えております。

なお、本件の控訴につきましては、代表者が知事である東京都が被告となっておりますので、東京都教育委員会の事案決定規程に基づき、事務局において控訴の方針を決定させていただきまして、知事、総務局に対して控訴の依頼をしたところでございます。現在、総務局では控訴の準備を進めておりまして、来週明けには東京高等裁判所に控訴を提起する予定であると聞いております。

報告は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御意見、御質問ございますか。よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、

この件につきましては報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

2月21日(木) 午前10時 教育委員会室

3月4日(火) 午前10時 教育委員会室

【委員長】 今後の日程について、政策担当課長からよろしく願いいたします。

【政策担当課長】 定例教育委員会の開催でございますが、次回は2月21日木曜日、午前10時から教育委員会室にて予定しております。次々回は3月4日火曜日、午前10時から教育委員会室にて予定しております。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

日程以外の発言

【委員長】 最後に、委員から資料をお出しになっていただいておりますので、これについて御説明いただけますか。

【委員】 少しお時間をいただきまして、東京都教育委員会においても検討していただきたいことをお願い申し上げるとともに、もう1点、先般、足立区教育委員会と懇談をした結果についての関係で、お話を申し上げたいことがございますので、よろしゅうございますか。

【委員長】 どうぞ。

【委員】 まず1点目、お手元に配布資料がございます。「家庭教育について国に望むこと(メモ)」と書いてあるものでございます。池坊文部科学副大臣が懇談会を昨年11月ころから始めておられまして、そこに私も委員の一人として参加しております。いろいろな項目について議論いたしておりますが、先般は家庭教育について議論

をしようということで、私が少し資料を提供して、討論の素材にさせていただいた、その資料でございます。

1に書いておりますように、今度の教育基本法の改正で、家庭教育といったものが取り上げられた趣旨というのは、家庭の教育力の低下が子供の成長に影を落としている現状を何とかしなければいけないという問題意識があったからだろうと思われるわけです。したがって、教育基本法の改正に伴って、様々な教育行政に携わる者がこの問題について何らかの取組をしていくことが、法の改正から求められていることであろうと思いますが、実際に何をやるかということになると、非常に難しいわけであり、恐らく私の察するところ、法律を改正しただけでほとんど終わってしまうだろうと思っております。

法の関心事項と私の関心事項に少しずれがあるのかもしれませんが、私のこれまでの経験で、道に迷い始めた子供たちをしっかりと育てていってもらい営みを、どこでもいろいろな形で努力しているわけでありますが、その努力がうまくいかない場合が往々にしてある。その一つの原因として、その子供の抱えている家庭の問題が非常に大きい。具体的に言えば、この親では子供は立ち直れないという家庭が非常に多いというのが私自身の実感でございます。そうした状況を変えていくために、公的機関としてやれることを考えることが必要だという思いでつくったものであります。

内容については後でお読みいただきたいと思うのですが、個人のモラルの問題がいろいろ言われているわけですが、家庭にもモラルがある、家庭にも最低限社会に対する責任があると思うわけでありまして、そうしたものが押し付けではない形で規範化される、そのための営みをもう少し国として旗を振っていただけないだろうかという話を一つ目にしてございます。心の東京革命というのは、東京都で長くやっているわけでありますが、なかなか知られるところとならないし、学校現場においても、これを活用して親に呼び掛けているかということ、そうではないところもあるのではないかと。そういう一つの営みとして参考にしていただいて、私が申し上げているのは、どなたもが反対できないような具体的なものを、規範的なものということで作る努力をしていただけないかということが書かれております。

(2)、(3)であります、これは東京都教育委員会でも既に様々な形で実施し

ようということではありますが、乳幼児、あるいは幼稚園の段階で、保護者にどれだけ子育てのことについて理解をしていただき、あるいは社会としても支援できるかということが非常に大きな課題であろうと思います。

配布資料の中に、新聞記事の切り抜きが最後にあります。昨年12月18日の日本経済新聞の「経済教室」の切り抜きですが、幼児が小学校に入る前に横一線でスタートできる、そういう機会の公平を確保しようという、シュアスタートという包括的な早期能力開発プログラムが導入されて、実施し始められているということが書かれています。これは小一プロブレムで悩んでいる小学校の問題があるわけでありますので、そうした点も踏まえて、参考になるのではないかとお話を申し上げて、もし東京都教育委員会でこうしたものを御存じであれば、私にも教えていただければと思っております。

(3) に書いてあるのですが、小学校と幼稚園・保育所の連携が随分前から言われていて、東京都でも行われているのです。実際には、私の知るところでは、例えば幼稚園・保育所の子供たちが小学校に入る前に、お兄さん、お姉さんたちが何をやっているか見に行きましょうという見学をしたり、運動会に行ったり、そうした取組は結構行われているのですが、それは非常に不十分で、できたら1年前くらいから、親子そろって体験入学させる。小学校に入れば何が必要で、その子供に何が足りないのかということ親子ともどもよく分かってもらう。そこで小学校に入る準備をしよう。こうしたことは、あまり金のかからない取組でございますし、これぐらいのことをやっただけでもかなり大きく変わるのではないかという気もいたします。

それから、(4) に学校が家庭教育の向上に一層貢献をと書いてあります。これについては、東京都教育委員会の事務局にも今の状況を少しお聞きして、それをベースに書いたもので、現在でも学校の教職員の努力が家庭教育の向上に大きな寄与をしているという前提があります。これは担当者が言うのですが、お母さん自身が子供と一緒に成長していく過程が、特に小学生の間は非常に顕著だと。それはやはり学校とも連携して、何かあったときにはお母さんと話をするということで、一緒に問題を考えていくということは小学生の間に行われている。

そういうことを前提としながらも、なお学校によっても教職員によってもそうした

対応にかなりの差があるのではないか。学校側で全体としてどの教員もそうしたことをやっていたら、いわば家庭教育を向上させるのが学校運営の一つの重要な事項として位置付けられる、そこでいろいろな努力をするということが、今、学校の側に求められているのではないか。親が悪いと言っているでも始まらないので、そこで社会として家庭に働きかけることができる場所は、学校をおいてほかにはないわけです。学校の先生はいろいろ忙しいわけですが、学校の問題を解決する上でも大きく役に立つわけでありますので、そうした関係で、学校が家庭教育にどうかかわるのかという点について、もう少し突っ込んだ対応が必要ではないかということを書いておきます。

最後の（５）です。私も何年か前からいろいろな形で訴えてきて、なかなか実現しない課題なのですが、そうはいっても、幾ら言ってもだめな親もいる。それに学校現場も相当苦勞している状況があるわけであります。そうした親の方々に、社会としてそれはだめですよと言っているような、しっかりした仕組みをつくらなければ、今の親の問題は解決できないのではないか。子供は社会の宝だ、親だけのものではないと。あまりにも親の側に問題があるときには、何らかの形で社会として物を言っている新たな仕組みをつくるのがどうしても必要ではないかということを書いているのです。

実は、イギリスで裁判所を絡めた仕組みが一つスタートしております。日本でも幾つかの取組があるのですが、ここにADRと書いてあります。裁判外の紛争等を解決するために設置された公的機関が、当事者である親と学校等の意見を聞き、具体的な解決方策を探る調停的制度と書いてあります。基本的には行政機関の中に、学校からの訴えも聞く、親からの訴えも聞く、そこがいろいろな形で調停化していけるという仕組みをつくっていかなければ、いつまでも親がだめだとか、親に対して非常に苦勞している状況を改善できないのではないかと感じています。実はこれは調停的制度ですので、法律をつくることが必要な部分もあるのですが、国の法律をつくるのを待っておりますと、10年かかってもできない。そうでもないかもしれませんが、東京都でこうしたものを工夫して行って、少し方向付けをしていくことが大事ではないだろうかと感じて、これをまとめたものであります。

後ろのほうに幾つかの参考資料があります。当日の会議での様子で言うならば、やはり国としても考えるべきだということが主要な意見でしたが、心の東京ルールは少し強制的な要素があるから、もう少しうまく言い方を変えれば、中味としては悪くないのではないかという御意見も強うございました。

その後にイギリスの若者支援プログラムの資料が書いてあります。「コネクションズ」という若者の支援プログラムであります。これから不登校の問題等を検討する際に参考にしてもらいたいということもあります。これは子供に対するものでありますが、実はこうした取組が、問題がある家庭についても同じような取組が効果的ではないかという思いもあって、参考までに付けておきました。

以上でございますが、家庭教育の問題について、東京都もいろいろな取組をしているかと思うのですが、何か実績と申しますか、効果があるような新たな仕組みを考えていくことが必要だと思います。東京都教育庁でも、恐らくどこが担当するかがなかなか決まらないだろうと思いますが、チームを組んで検討していただければと存じます。

二つ目、この間、足立区教育委員会に行ってまいりまして、いろいろ議論をいたしました。二つ申し上げておきたいと思います。

一つは、不登校の問題で足立区が非常に積極的な取組をしていて驚きました。家庭が崩れているところに対して、朝、PTAの人たちが子供たちをその御家庭まで誘いに行く。お父さんもお母さんも起きられないものだから、子供も起きないという状況にあるものを、子供を起こして一緒に連れていくという取組までPTAの方々が行っている。そればかりではなくて、3日学校を休んだらサポート活動を始めるという取組を小学生の間から行っているということもございます。そんなことを少し参考にしながら、かねてから申し上げている不登校対策について、東京都としても、どの区でも良い取組ができるようなことをお願いしたいと思います。

もう1点は、足立区の教育長から小学校1年生、2年生の学年に限って30人学級を認めてもらいたい、そのための教員の手当をお願いしたい、お金は自分たちが出します、制度としてそれがだめだと言わないでもらいたいという要請がございました。そうした問題に東京都としてどう答えていくのかということについて、これまでもい

ろいろな議論があったと思うのですが、一度、私にきちんと聞かせていただきたい。
法律上できないことならできないと言ってしまえば良いわけですが、法律上できるものならば、やっていただいても結構ではないかという思いもあるわけであります。そこら辺の問題について、少し私に教えていただきたいと思うとともに、これまでの指導状況の在り方について、もう少し考えさせていただければと思います。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。大変大きな問題の提起でございますので、今後、議論を重ね、実際の施策に結び付けていく努力をしていきたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、引き続き非公開の審議に入ります。

(午前11時09分)